

## 平成30年度 鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会

- 日 時：平成31年3月15日（金） 午後1時30分～3時
- 場 所：鳥取市障害者福祉センター「さわやか会館」3階第1研修室

### < 日 程 >

#### 1 開 会

#### 2 障がい福祉課長あいさつ

#### 3 委員紹介

#### 4 会長・副会長の選出

#### 5 会長・副会長あいさつ

#### 6 協議・報告事項

##### （1）障がい者虐待の防止について

- ① 国における障がい者虐待の状況について... .. 資料1
- ② 鳥取県における障がい者虐待の状況について... .. 資料2
- ③ 鳥取市における障がい者虐待の状況・対応について... .. 当日配布

##### （2）障がい者差別の解消について

- ① 障がい者差別に係る鳥取県内の状況について... .. 資料3
- ② 障がい者差別の解消に向けた本市の取組について... .. 資料4
- ③ 事例検討... .. 当日配布

#### 7 閉 会

鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会（H30.5.1～H32.4.30）

（順不同、敬称略）

№	団体名	役職	氏名
1	鳥取市社会福祉協議会	鳥取市総合福祉センター 所長	松本 美智恵
2	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	西村 春子
3	鳥取市自治連合会	監事	安木 恭次
4	鳥取県弁護士会	高齢者・障がい者の権利 に関する委員会副委員	水田 敦士
5	鳥取県東部医師会	理事	池田 光之
6	鳥取市地域自立支援協議会 地域移行・ 権利擁護部会	部員	護田 裕子
7	鳥取市基幹相談支援センター	副所長	河内 富裕美
8	とっとり東部権利擁護支援センター	理事	谷口 毅
9	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	理事	安養寺 立志
10	鳥取市手をつなぐ育成会	専任理事	上田 明子
11	鳥取市精神障がい者家族会	理事	岡垣 春夫
12	鳥取人権擁護委員協議会	高齢者・障がい者人権部 会会長	奥田 啓一
13	鳥取警察署	生活安全課長	角 祥朗
14	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	植田 彰夫
15	鳥取市人権教育協議会 企業部会	広報企画部企画課係長	山本 みどり
16	鳥取市総務部人権政策局人権推進課	局長兼課長	橋本 浩之
17	鳥取市健康こども部こども家庭課	次長兼課長	竹間 恭子
18	鳥取市保健所障がい者支援課	課長	小野澤 裕子
19	鳥取市教育委員会事務局学校教育課	課長代理	中村 奈緒

## Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 12 月 26 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

室長 山口 正行（内線 3005）

室長補佐 内野 英夫（内線 3041）

（代表）03（5253）1111

（直通）03（3595）2500

### 平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への 対応状況等（調査結果）を公表します。

厚生労働省では、平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

#### 【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			（参考）都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649 件 (4,606 件)	2,374 件 (2,115 件)	691 件 (745 件)	虐待判断 件数	597 件 (581 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557 件 (1,538 件)	464 件 (401 件)	/	被虐待者数	1,308 人 (972 人)
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)			

（注1）上記は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。  
カッコ内については、前回調査（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）のもの。

（注2）都道府県労働局の対応については、平成 30 年 8 月 22 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

#### 【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 4 平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 5 平成 29 年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

## 【主なポイント】

### ＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 28 年度からほぼ横ばい(4,606 件→4,649 件)。虐待判断件数についてもほぼ横ばい(1,538 件→1,557 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から横ばいとなっている。  
(平成 28 年度：33% (1,538/4,606)、平成 29 年度：33% (1,557/4,649)) [参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 28% (1,312 件)、本人による届出が 18% (857 件)、相談支援専門員が 16% (767 件)、施設・事業所の職員が 14% (670 件) であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 61%と最も多く、次いで心理的虐待が 33%、経済的虐待が 23%、放棄・放置が 16%、性的虐待が 4%の順。[参考資料 5 P5 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 55%と最も多く、次いで精神障害が 34%、身体障害が 19%の順。[参考資料 5 P7 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、636 人で全体の 41%を占める。[参考資料 5 P10 参照]
- 虐待による死亡事例は、1 人。[参考資料 5 P11 参照] (平成 28 年度は 5 人)

### ＜障害福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 28 年度から 12%増加 (2,115 件→2,374 件)。判断件数については 16%増加 (401 件→464 件) している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。  
(平成 28 年度：19% (401/2,115)、平成 29 年度：20% (464/2,374)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が 20%と最も多い。次いで、当該施設・事業所職員からが 18%、当該施設・事業所設置者・管理者からが 11%となっている。[参考資料 5 P12 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 56%と最も多く、次いで心理的虐待が 42%、性的虐待が 14%、放棄、放置が 7%、経済的虐待が 6%の順。[参考資料 5 P17 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 71%と最も多く、次いで身体障害が 22%、精神障害が 17%の順。[参考資料 5 P18 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 44%、管理者が 10%、その他従事者が 7%、サービス管理責任者が 5%、世話人と設置者・経営者が 4%の順。[参考資料 5 P19 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 231 件であった。[参考資料 5 P21 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成 28 年度もなし)

### ※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

## 障害者虐待防止法の概要

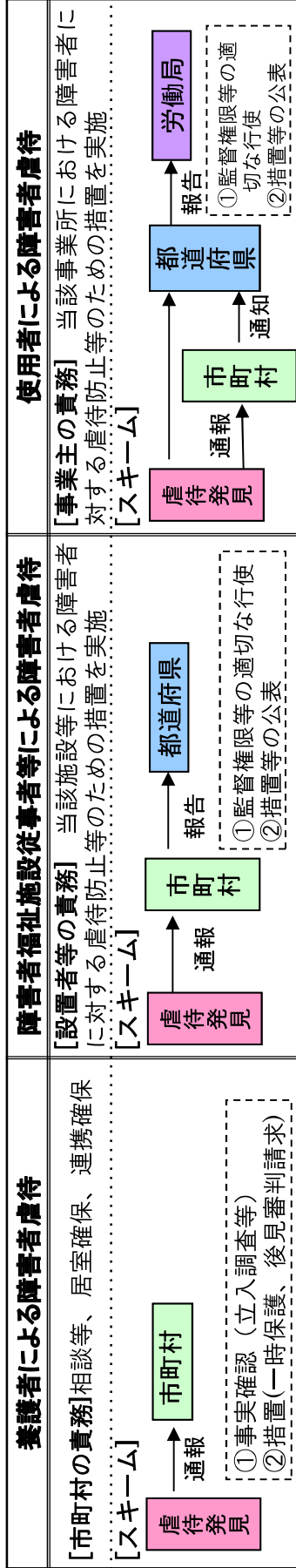
### 定義

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ① 養護者による障害者虐待
  - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ② 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

### 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

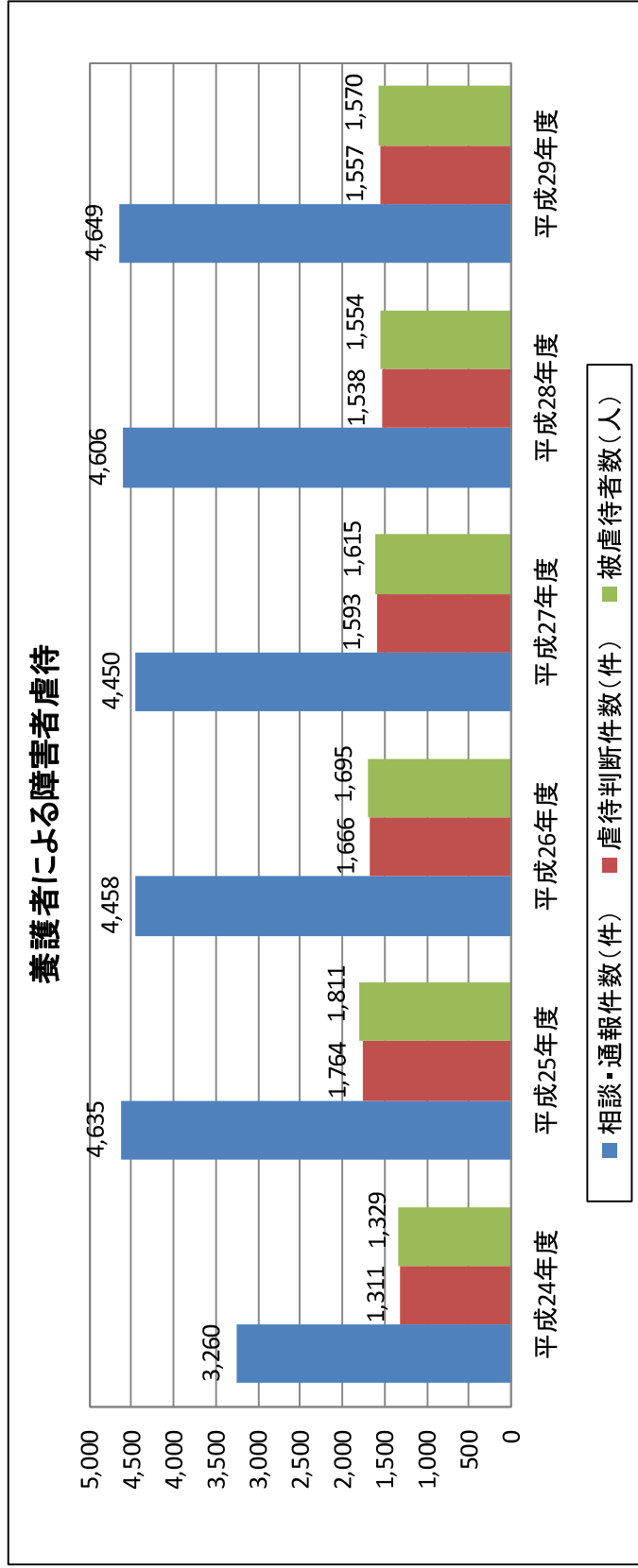


- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・平成29年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は4,649件であり、平成28年度からほぼ横ばい(4,606件→4,649件)。
- ・平成29年度の虐待判断件数は1,557件であり、平成28年度からほぼ横ばい(1,538件→1,557件)。
- ・平成29年度の被虐待者数は1,570人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570

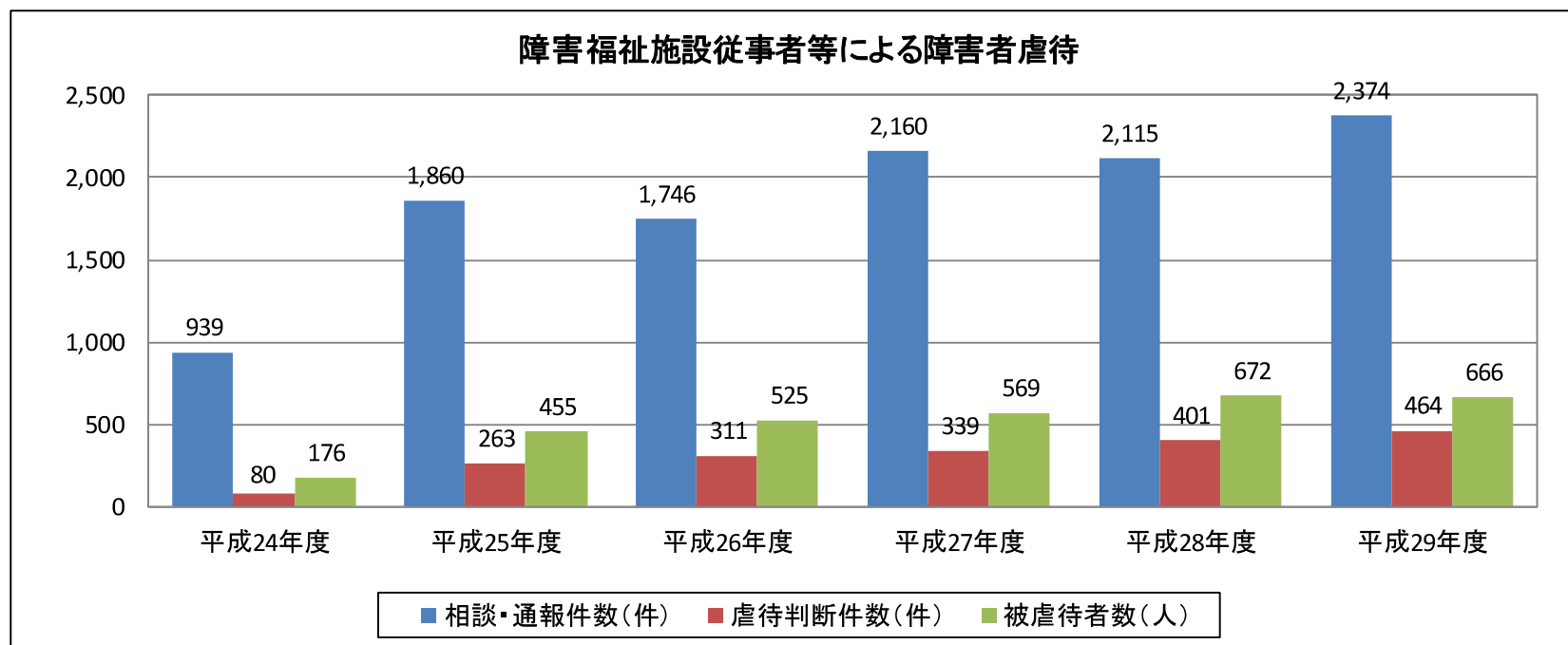


\* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

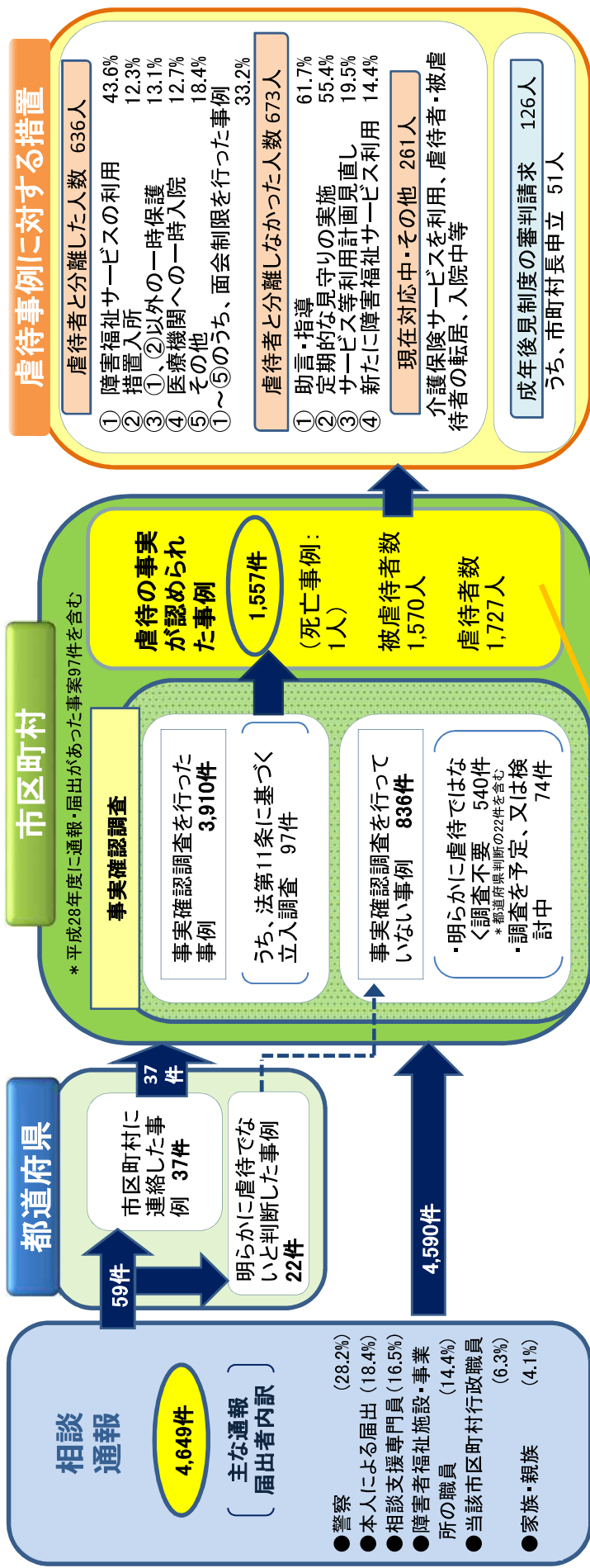
- ・平成29年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,374件であり、平成28年度から12%増加(2,115件→2,374件)。
- ・平成29年度の認定件数(虐待判断件数)は464件であり、平成28年度から16%増加(401件→464件)。
- ・平成29年度の被虐待者数は666人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 平成29年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



### 虐待事例に対する措置

虐待者と分離した人数 636人

障害福祉サービスの利用 43.6%

措置入所 12.3%

① ②以外の一時保護 13.1%

④ 医療機関への一時入院 12.7%

⑤ その他 18.4%

①～⑤のうち、面会制限を行った事例 33.2%

虐待者と分離しなかった人数 673人

① 助言・指導 61.7%

② 定期的な見守りの実施 55.4%

③ サービス等利用計画直し 19.5%

④ 新たに障害福祉サービス利用 14.4%

現在対応中・その他 261人

介護保険サービスを利用、虐待者・被害者の転居、入院中等

成年後見制度の審判請求 126人

うち、市町村長申立 51人

### 虐待者(1,727人)

- 性別 男性(62.4%)、女性(37.3%)
- 年齢 60歳以上(36.7%)、50～59歳(24.8%)、40～49歳(19.9%)
- 続柄 父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%)、夫(12.9%)

### 虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被害者との虐待者との人間関係	47.8%
虐待者が虐待と認識していない	45.4%
被害者の介護度や支援度の高さ	28.7%
虐待者の知識や情報の不足	27.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	21.2%
被害者側のその他の要因	20.8%

### 被虐待者(1,570人)

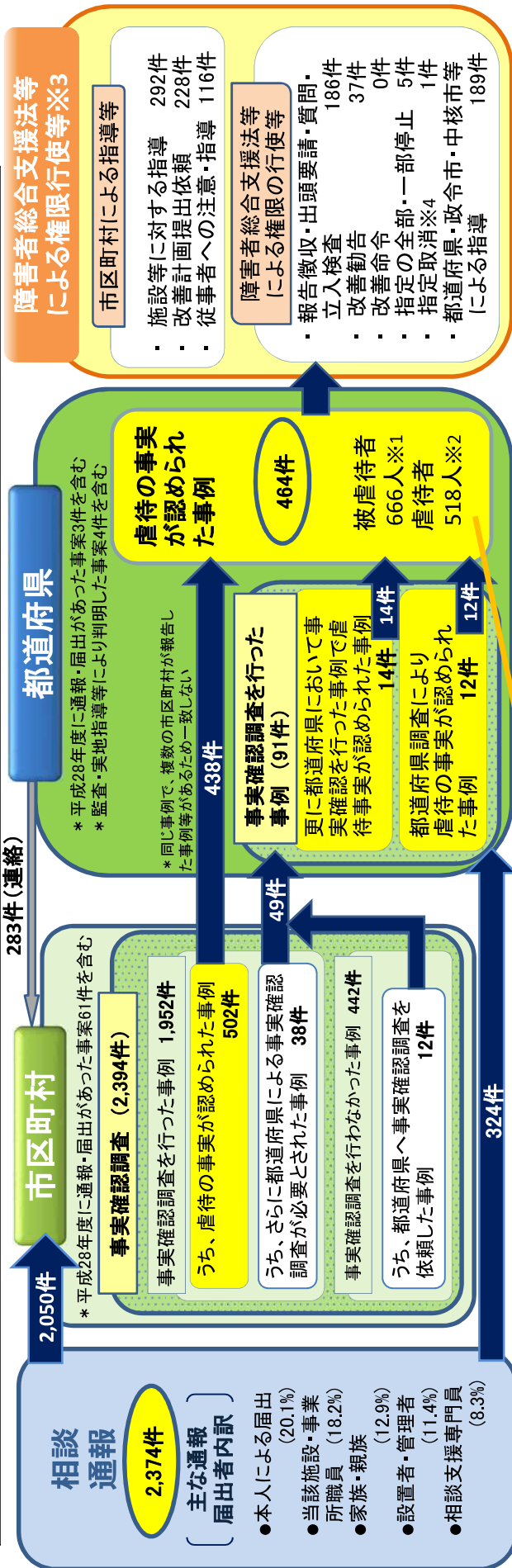
- 性別 男性(35.9%)、女性(64.1%)
- 年齢 20～29歳(23.2%)、40～49歳(22.5%)、50～59歳(19.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.1%	55.0%	34.3%	2.8%	2.3%

- 障害支援区分のある者 (54.8%)
- 行動障害がある者 (28.9%)
- 虐待者と同居 (82.5%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%)、単身(10.3%)、配偶者(8.5%)、母・兄弟姉妹(8.2%)



# 平成29年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



## 被虐待者 (666人)

- 性別 男性 (66.1%)、女性 (33.9%)
- 年齢 30～39歳 (18.8%)、20～29歳 (18.5%)  
～19歳 (17.7%)、40～49歳 (16.7%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	22.2%	知的障害	71.0%	精神障害	16.7%	発達障害	5.1%	難病等	2.7%
------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------

- 障害支援区分のある者 (62.0%)
- 行動障害がある者 (29.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。  
 ※3 平成29年度未だに行われた権限行使等。  
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為を理由として行ったもの。

## 虐待者 (518人)

- 性別 男性 (72.6%)、女性 (27.4%)
- 年齢 40～49歳 (19.1%)、50～59歳 (15.8%)  
30～39歳 (15.6%)
- 職種 生活支援員 (44.2%)  
管理者 (9.7%)  
その他従事者 (7.1%)  
サービス管理責任者 (5.4%)  
世話人、設置者・経営者 (4.4%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%
倫理観や理念の欠如	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%

## 被害者の類型 (複数回答)

身体的虐待	56.5%	性的虐待	14.2%	心理的虐待	42.2%	放棄、放置	6.9%	経済的虐待	5.8%
-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------

## 障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	116	構成割合	25.0%
居宅介護	14		3.0%
重度訪問介護	6		1.3%
療養介護	17		3.7%
生活介護	54		11.6%
短期入所	14		3.0%
自立訓練	4		0.9%
就労移行支援	7		1.5%
就労継続支援A型	33		7.1%
就労継続支援B型	43		9.3%
共同生活援助	87		18.8%
移動支援事業	3		0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	7		1.5%
児童発達支援	2		0.4%
放課後等デイサービス	57		12.3%
合計	464		100.0%

Tweet

読み上げる

## 県政一般・報道提供資料

現在の位置: [ホーム](#) → [県政情報](#) → [広報・広聴](#) → [報道提供資料](#) → [県政一般・報道提供資料](#) → 平成29年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」

### 平成29年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」

 [もどる](#)

2018年12月26日提供 資料提供

#### 提供機関

提供課等：福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 担当/係名：生活支援担当  
電話番号：0857-26-7866 FAX番号：0857-26-8136

#### 内容

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく平成29年度の鳥取県内の障がい者虐待に関する対応状況等について取りまとめましたので公表します。本調査は、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

- 障がい者虐待に係る相談・通報・届出受理件数は45件であった。
- そのうち10件（約2割）が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」であった。
- 10件のうち、6件（6割）が「養護者による障がい者虐待」であった。
- 虐待の種別でみると、心理的虐待が最も多く次いで身体的虐待となっている。

#### 1相談・通報対応件数

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	21件 (22) [市町村21、県0]	23件 (18) [市町村19、県4]	1件 (3) [市町村1、県0]	45件 (43)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	6件 (13)	4件 (3)		10件 (16)

※（ ）内は、前回調査結果（H28年4月1日～H29年3月31日まで）の件数

#### 2虐待の種別

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	合計

虐待の種別（重複あり）	身体的虐待	4件（7）	0件（1）	4件（8）
	性的虐待	0件（1）	1件（0）	1件（1）
	心理的虐待	2件（4）	4件（2）	6件（6）
	放棄・放置	1件（4）	0件（0）	1件（4）
	経済的虐待	2件（5）	0件（0）	2件（5）
合計		9件（21）	5件（3）	14件（24）

※（ ）内は、前回調査結果（H28年4月1日～H29年3月31日まで）の件数

※1件の事例に対し複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数10件と一致しない。

### 3今後の県の取組

- ・ 継続して、「障がい理解への啓発」や「障がい者虐待の未然の防止のための研修」等を実施。
- ・ 障害福祉サービス事業所等へのきめ細かな指導・監査の実施及び虐待防止研修の実施。
- ・ 障がい者虐待防止の窓口である市町村等への研修・指導を強化。

### 別紙(障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案)



[bessi.pdf](#)

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

### 鳥取県元気づくり総本部広報課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

※提供内容については、画面上部にある「提供機関」に直接お問い合わせください。

(参考)県内において障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、県が採った措置、施設種別、虐待を行った従事者の職種について、障害者虐待防止法第20条により、以下のとおり公表します。

【事案1】

事業種別	就労継続支援A型
虐待者の職種	支援員
虐待の種別	心理的虐待
県が採った措置	東部福祉保健事務所による監査を実施し、口頭指導を行った。

【事案2】

事業種別	就労継続支援B型
虐待者の職種	支援員
虐待の種別	性的虐待・心理的虐待
県が採った措置	東部福祉保健事務所による監査を実施し、文書による勧告を行った。

【事案3】

事業種別	共同生活援助
虐待者の職種	管理者
虐待の種別	心理的虐待
県が採った措置	西部総合事務所福祉保健局による監査を実施し、文書による勧告を行った。

【事案4】

事業種別	共同生活援助
虐待者の職種	管理者
虐待の種別	心理的虐待
県が採った措置	西部総合事務所福祉保健局による監査を実施し、文書による勧告を行った。

【参考】

○障害者虐待防止法20条

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○障害者虐待防止法施行規則第3条

法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 2 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従業者等の職種

## 障がい者差別に係る鳥取県内の状況

### 鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会（H30.7.25）での報告案件

#### ● 事案 1

##### 《内容》

A事業者が運行するバスに、車いすの利用者が乗車しようとしたところ、運転手から「あなたの車いすは重量があるため、乗車できない」と言われ、乗車できなかった。

##### 《補足》

- ・ A事業者は、過去に1度、今回乗車拒否された当事者を乗車させる際に、車いすの重量によりバスのスロープが壊れた経験があり、A事業者では、『この当事者が乗車する』＝バスが壊れる」という整理をしていた。
- ・ 過去のことを踏まえ、A事業者は重量オーバーで乗車できない車いす一覧を作成し、乗務員に対し、車いすの方の乗車に当たっての指導を行っていた。
- ・ 乗務員は、当事者の乗車に当たり、A事業者に電話で、乗車させないことを確認した。

#### ● 事案 2

##### 《内容》

障がいのある当事者は、B事業者が企画していたツアーに参加したいと思い、いつもお願いしている支援員にB事業者に問い合わせしてもらったが、暗に断っているかのような態度をとられた。

##### 《補足》

- ・ B事業者に問い合わせした内容は2点
  - ①障がい者も参加することが可能か。
  - ②参加する場合、障がい者手帳が使えるかどうか。
- ・ 問い合わせした内容に対し、B事業者からは「障がい者を受け入れることができない」「時間通りに運行しなければならない」という回答であった。

#### ● 事案 3

##### 《内容》

電動車いすの利用者が、UDタクシーを予約するため、タクシー会社に連絡したところ、「電動は乗車できない」と言われ、一方的に電話を切った。別日に電動車いすの支援者が、タクシー会社に予約の電話を入れたところ、車いすの重量を確認され、支援者が「比較的軽いもの」であることを伝えると、「乗れます」との返事だった。

電動車いすの利用者の家族が、タクシーの運転手に「UDタクシーは使えないか」と尋ねると、「電動車いすの場合、福祉タクシーをより利用することが多い」と言われた。

#### ● 事案 4

##### 《内容》

C行政機関が計画していた研修会に、聴覚障がいのある当事者が参加の申し込みを行った。このことについて相談を受けた支援員が参加に当たり、手話通訳者による情報保障の確認のため、C行政機関を訪問した。

C行政機関の担当者からは、「手話通訳が必要となると経費がかかり、負担することができない。研修会は、専門的な話であるが手話通訳ができるのか。」と言った回答で、受講を拒否された。

##### 《補足》

- ・支援員が、C行政機関の担当者に対し、「障害者差別解消法を知っているのか。合理的配慮ができないか、検討してほしい。」とお願いしたが、聞く耳を持たなかった。

# 障害者差別 事案が4件

公共交通、乗車拒否など

11月26日

県協議会で報告

鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会が25日、県庁で開かれ、県は今年に入って障害者差別に該当する事案の発生が県内で4件あったと報告した。うち2件は車いす利用者に対する公共交通機関である路線バスとタクシーの乗車拒否だった。バスのケースは、車いす利用者が乗車しようとした際、運転手に「あなたの車いすは重量があるため、乗車できない」と告げられた。県障がい福祉課が事業

## 花火への寄付目標額達成



「第45回米子かいな祭」(同祭振興会主催、新日本海新聞社特別後援)の花火大会の費用に充てるため、米子市がクラウドファンディングで集めて

いた寄付が目標の150万円を上回り、155万5千円に達した。

祭りは広告収入の減少などで、2017年度に初めて約90万円の赤字を計上。市は6月21日から約1カ月間、3千～5万円の5段階で寄付を募集した。

寄付は米子市を中心とする県内が72件、大阪や東京、埼玉など県外が33件の計105件。「中高生時代に楽しみにしていた。大阪から応援しています」などのメッセージが添えられていたという。

今年の花火大会は祭り2日目の29日に米子港で開催し、昨年より千発多い7千発を打ち上げる予定。同祭企画実行本部の青砥修平本部長は「米子を盛り上げようという思いが集まった。感謝したい」と話した。(高塚直人)

者にも確認すると、以前と同じ利用者がバス乗車しようとした際にスロープが破損してお

り、事業者は同利用者

と、福祉タクシーを利用するよう誘導された。UDタクシーは2015年、高齢者や障害者が安心して利用できるようにと日本財団と鳥取県が共同で導入。しかし、県障がい福祉課は「UDタクシーによる障害者の乗車拒否はこれまでも多く発生していた」とし、事業者への障害者差別解消法の研修などの必要性を強調した。(中村宏)

に関する資料を作成し、乗務員に配布していたことが分かった。タクシーの事例は、電動車いす利用者がUD(ユニバーサル)タクシーを予約しようとしたところ「電動車いすは乗車できない」と拒否された。家族がタクシー運転手に尋ねる

と、福祉タクシーを利用するよう誘導された。UDタクシーは2015年、高齢者や障害者が安心して利用できるようにと日本財団と鳥取県が共同で導入。しかし、県障がい福祉課は「UDタクシーによる障害者の乗車拒否はこれまでも多く発生していた」とし、事業者への障害者差別解消法の研修などの必要性を強調した。(中村宏)

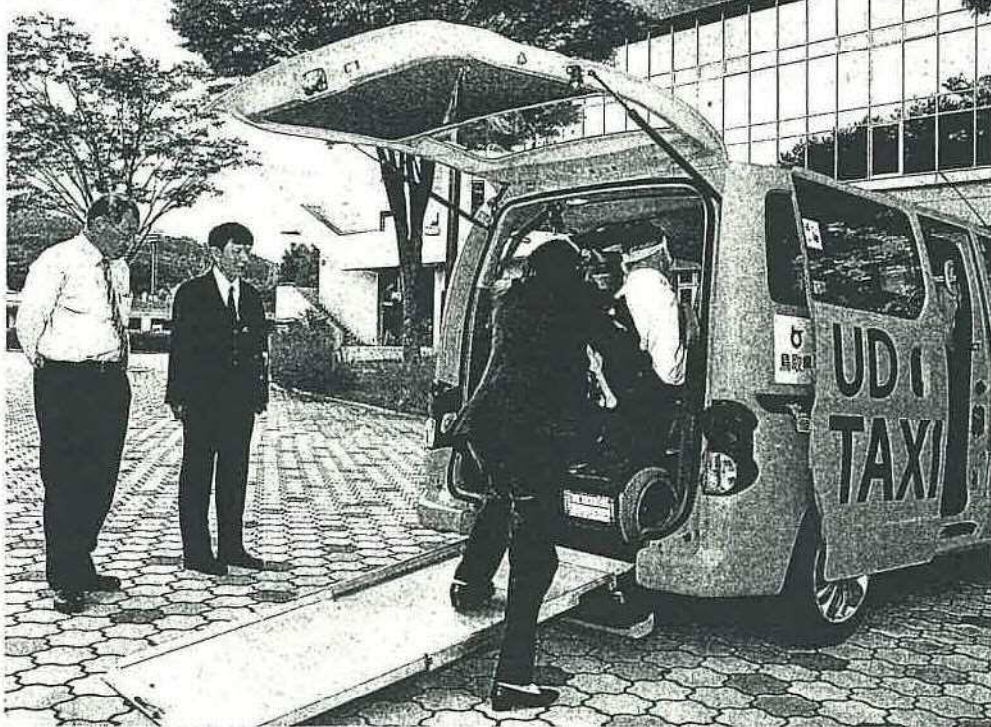
# 障害者差別 解消強化へ

## タクシー、バス業界

### 車いす 乗車拒否 疑い受け

障害を理由とした差別的な扱いを禁じた障害者差別解消法の施行から2年半。鳥取県内では7月にタクシーやバスの乗車を巡り不適切な対応があったことが判明し、事業者は業界を挙げて改善に乗り出した。

(今岡浩明)



電動車いすの乗車方法を確認するドライバーら＝1日、鳥取市のコカ・コーラ総合運動公園

同法では障害による差別を禁止し、障害者に対して「合理的な配慮」を講じるよう国や自治体に義務付け、民間事業者にも努力義務として課している。県は障害者の相談に応えて差別解消を推進する「障害者差別解消支援地域協議会」を設けており、本年度の会合で報告された2件では、電動車いすの重量を理由にUDタクシーと路線バスで電話予約や乗車を断られた。

一方、国土交通省鳥取運輸支局は、車いす乗車用スロープの基準を挙げて「全て乗せられるわけではない」との認識を示す。車いすの種類によっては、利用者や医療器具などの荷物、乗車させる運転士の重量を合わせるとスロープの耐荷重200kgを超える可能性があるからだ。寸法が乗車スペースに収まらない

例も考えられる。ただし、同支局の藤原徳行支局長は「物理的に無理な場合には利用者により説明し、理解していただく必要がある」と指摘した。

今回の事案を受け、県内のタクシー、バス事業者の業界団体は、電動車いすの取り扱いに慣れるため、県東中部の3地区で研修を実施することを決めた。1日に鳥取市内で開かれた研修には運行管理者ら約40人が参加。同法への理解を深めるとともに、スロープの荷重を軽減させるため、片足を地面に着けたまま乗車させる手順を習得した。

講師として参加した障害者生活支援センターすてっぷ(米子市道笑町2丁目)の光岡芳晶所長は「障害のある人が利用、移動しやすいよう社会を合わせていくのが法律の趣旨。早く研修に取り組んでいたことはよかった」と話した。

県ハイヤータクシー協会は、一般人だけでなく、障害者や高齢者など誰でも乗りやすいUDタクシーの導入に当たり、県内でドライバーが研修を受けられるよう自前で講師を養成するなど、積極的に対応を進めてきた。

同協会の船越克之会長は「不適切な事案があれば具体的な情報を提供してもらいたい」と述べた上で「公共交通機関として苦情が出るのは望ましくない。可能な限り改善していく」と強調した。

30日の火災は食鶏肉処理工場 大山、けが人はなし

9月30日に大山町豊成で発生した火災は、名和食鶏の鉄骨平屋建ての食鶏肉処理工場約1700平方メートルのうち約600平方メートルを焼いた。けが人はなかった。

琴浦大山署によると、近くに住む男性社員(25)が炎に気付いて

### 491点応募、入賞者決まる

倉吉市上井町1丁目の13年 小山倉蔵 江山3

鳥取 散 寸



ト＝1日、

省鳥取運輸支局で交付式が行われた。鳥取砂丘と大山、二十世紀梨をデザインした県版のナンバープレートが、新



## 障がい者の差別解消に向けた本市の取組

### 1 職員対応要領等の制定

- 鳥取市職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（H28. 4. 1 制定）
- 鳥取市立小中学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（H28. 10. 1 制定）
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく合理的配慮の提供について（H29. 3. 27 総務部長通知）

### 2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催

- 鳥取市障がい者差別解消支援地域協議会（H28. 5. 1～。H30. 5. 1 からは「鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会」）
  - ・ H28 年度 2 回、H29 年度 1 回、H30 年度 1 回

### 3 障害者差別解消法に対する周知

- 職員研修
- 地域・企業への周知
  - ※企業向け「障がい者差別解消法周知パンフレット」の作成（鳥取市商工会議所報（H29. 12. 15 号）に折り込み、会員企業約 2,700 事業所へ送付）
- 街頭啓発活動
- ヘルプマークの配布開始（H30. 2. 1～）